

特定商取引法に基づく表記

(高残価新車プラン)

役務提供事業者

株式会社 IDOM CaaS Technology

代表者

代表取締役 山畑 直樹

所在地

〒100-7026 東京都千代田区大手町二丁目 7-1 TOKIWA ブリッジ 7 階

電話番号

0120-355-018 [受付時間]10:00~20:00 (年末年始など特別休暇を除き、年中無休)

電子メールアドレス

norel@glv.co.jp

運営責任者

山畑 直樹

◆役務の対価

リース料は車種・グレードごとに WEB サイト (https://norel.jp/search/newcar_3years) に記載しております。

ご契約自動車のお引渡しにかかる費用 (輸送費用) はリース料に含まれています。

ご契約自動車の自動車任意保険はリース料に含まれておりません (当社を代理店として保険契約をされた場合で保険料をリース料に含める選択をされたときを除きます)。

◆残存価格の精算

リース期間満了時の残存価格の精算は行いませんが、以下の費用はお客様のご負担となります。

- ・ 契約走行距離を超過した場合、1Km 当たり 10 円を精算金としてご負担いただきます。
- ・ ご契約自動車の内外装の修理が必要となった場合、原状回復費用をご負担いただきます。
- ・ 事故、塩害、悪臭の残留などによりご契約自動車の価値が減少した場合、その損害額をご負担いただきます。

◆対価の支払

<リース料の支払開始日>

ご契約自動車の登録日の翌月 27 日に 2 回分のリース料の支払いとなります。

※27 日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。

<リース料の支払日>

毎月 27 日

※27 日が銀行休業日の場合は、翌営業日となります。

<リース料の支払方法>

銀行口座振替

<リース料の集金保証会社>
株式会社アプラス
大阪府吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂
0570-001-770

◆当社に対して支払う費用以外でお客様が負担する必要のあるもの

- ・燃料の費用
- ・駐車場代等保管場所の確保にかかる費用
- ・タイヤ、エンジンオイル、バッテリー、冷却水、ブレーキオイル、ウォッシャー液、各種電球類、ブレーキパッド、ワイパーゴム、その他消耗品の点検、補充及び交換に要する費用
- ・道路運送車両法に定める日常点検整備及び定期点検整備に要する費用

◆商品・役務の提供時期

当社は自動車リース契約成立後、提携リース会社を介して各自動車販売会社に自動車を注文いたします。
また、ご契約自動車の納車時期に関しては、各自動車販売会社への注文時にメーカー生産予定日をお伝えいたします。
生産予定日の約1カ月前に生産予定日が各自動車販売会社から通知された後、自動車登録手続きに必要な書類をご案内いたしますので、自動車登録手続き完了後、速やかに納車いたします。
※自動車登録に必要な書類のご準備状況、自動車メーカーの生産状況、天候による輸送状況により納期が変更されることがございます。

◆リース契約の成立

ご署名・ご捺印後の自動車リース契約書及び当社の指定する必要書類が当社へ到着し、当社からお客様への承諾の通知をもって、自動車リース契約が成立となります。

◆自動車の品質等の不適合等

ご契約自動車に契約の内容に適合しないものや品質の不具合が確認された場合は、ご契約自動車の引き渡し後速やかに当社までその旨をお伝えください。不具合等を確認後、ご契約自動車に係る保証書の範囲内で、ご契約自動車の製造者又は販売者等から修理等、必要な処置を受けて頂きます。品質等の不適合・不具合が自動車として通常使用できないような重大な契約の不適合（不具合、欠陥等）と判断された場合において、法令の定めによりお客様に生じた解除権に限っては、この限りではありません。

◆自動車の盗難・全損の場合にお客様が負担すべき費用

ご契約自動車の引渡日からリース終了に伴う返還日までに生じたご契約自動車の滅失、毀損、盗難、自然災害に伴う傷等に関してはお客様の負担となります。
当社が既定のリース料の回収が不可能又はご契約自動車の自動車の修理不能や正常な状態での返却が不可能と当社が判断した場合や自動車リース契約の目的を達しないこととなった場合は、残存リース料相当額全額および乙の被った全損害をお支払いいただき、自動車リース契約は終了します。

◆リース期間満了

リース期間満了後は原則としてご契約リース自動車を返還していただきます。再リース及び買取等を行いません。

◆ 解約

自動車リース契約は法令に定める場合を除き、契約途中での契約条件の変更はできません。
但し、自動車リース契約に定める条件を満たすことにより解約することができますが、ご契約自動車の返還が条件となり、また、返還していただいたご契約自動車に「残存価格の精算」に定めるお客様にご負担していただく費用がある場合には、当該費用をお支払いいただきます。

◆ その他の提供条件

ご契約自動車については、お客様のご負担により善良な管理者の注意をもって使用・保管のうえ管理していただきます。
また、禁止事項（電子タバコを含む喫煙、ペット乗車、改造、競技・サーキット走行等）がございます。